

令和8年度 別海町障害者就労施設等からの物品等調達方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進することを目的として定めるものとする。

2 方針の適用範囲

この方針の適用範囲は、町長部局（室）、議会、選挙管理委員会、農業委員会、教育委員会、及び監査委員の事務部局とする。

3 調達の対象となる施設

本方針の対象となる施設等は、その所在地又は住所地が別海町内にある、法第2条第4項で規定する以下の施設等（以下「障害者就労施設等」という。）とする。

(1) 障害者就労施設

ア 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に規定する施設）

イ 地域活動支援センター（障害者総合支援法第5条第27項に規定する施設）

ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（障害者総合支援法第5条第1項に規定する施設（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業（就労継続支援を行う事業所には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）第203条に規定する基準該当就労継続支援B型事業所及び第94条に規定する基準該当生活介護事業所を含む。））に限る。）

エ 小規模作業所（障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設）

4 調達する物品等

本町において障害者就労施設等から調達する物品等は、以下のとおりとする。

(1) 物品

食品、花苗等その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

軽作業、施設の清掃作業等その他障害者就労施設等が提供可能な役務

5 調達の目標

前年度の実績を上回ることを目標とする。

6 調達の実施

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号又は第3号に基づく随意契約制度を積極的に活用し、障害者就労施設等からの調達を推進する。

(2) 障害者就労施設等からの調達が可能になるように、納期、発注量を考慮するとともに、障害者就労施設等に対して性能、規格等必要な事項について、懇切丁寧に説明する。

7 庁舎内での物品販売

庁舎内での障害者就労施設等の物品販売については、場所を提供し、活用を図る。